

アルバイトやパートで働く 被扶養者の皆さん 月々の収入は認定基準内ですか？

被扶養者として認定されるとさまざまな医療給付や健診等を受けることができますが、被扶養者のいる組合員の方が掛金を多く支払っているわけではありません。被扶養者の医療費や拠出金等、掛かった費用は、相互扶助という観点から被扶養者のいない方も含めた組合員全員の掛金と事業主の負担金で賄っています。

この貴重な財源から、認定基準を満たした被扶養者に適正な給付を行っていますので、組合員の皆さんには被扶養者の方の収入の把握をお願いします。

アルバイトやパート等の給与収入は、年間収入の基準額(130万円未満)だけでなく、月額基準額(130万円÷12ヵ月=108,334円未満)で、連続した3ヵ月の収入月額から判定します。

- 3ヵ月連続で108,334円以上となった場合 → 3ヵ月の最初の月から取消
- 3ヵ月の平均が108,334円以上となった場合 → その3ヵ月の翌月(4ヵ月目)から取消

月額基準額による3ヵ月の判定で取消になっても、その後の収入月額が基準額以内であれば、その3ヵ月の翌月から再び被扶養者になることができます。

手続きが遅れた場合、現在は被扶養者の要件を満たしていても、遡及して取消した日から現在まで、被扶養者として認められない期間が続くことになり、国民健康保険料や国民年金保険料の納付が長期間にわたり発生します。さらに資格喪失日以後に病院等を受診していた場合は、医療費等について返還していただくこととなりますのでご注意ください。

被扶養者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに認定取消の手続きをお願いします。

稼働月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
収入月額	90,000	130,000	120,000	90,000	100,000	100,000	80,000	110,000	110,000	90,000	80,000	100,000
	平均 108,334 円以上			平均 108,334 円以内認定可能						合計 1,200,000 円		
収入に応じて適正に申告した場合の保険料				↓ 12月1日取消手続き				↓ 再認定手続き (3月1日～被扶養者)				
健康保険	被扶養者のため負担無			保険料負担有				被扶養者のため負担無				
国民年金	被扶養者のため負担無			保険料負担有				被扶養者のため負担無				
継続調査等による遡及取消の場合の保険料											継続調査等	
健康保険	被扶養者のため負担無			遡及した取消								
国民年金	被扶養者のため負担無			遡及した取消								
				12月1日へ遡及した費用の発生								
健康保険	被扶養者のため負担無			保険料負担有								
国民年金	被扶養者のため負担無			保険料負担有								

賞与がある場合は、次の①と②の両方の結果が認定基準額を超えたときに取消となります。

- ① 賞与の額を支給対象月の月数で除算して、支給対象月に平均して加算する。
 - ② 賞与が支給された月に一括して加算する。
- 大学・専門学校等(通信制・定時制は除く。)に在学中の方は、3ヵ月連続で認定基準額を超えた場合のみ取消となり、3ヵ月平均では判定しません。
 - 通勤手当等の諸手当が支給される場合は、その額を月々の収入に加算した額で判定します。
 - 障害年金受給者または60歳以上で公的年金を受給しながらアルバイト等でお勤めの方は、年金月額(年金年額÷12ヵ月)と収入月額等を合算した額が3ヵ月連続または3ヵ月平均で15万円(180万円÷12ヵ月)以上になる場合、取消となります。

お問い合わせ先 医療健康課(資格係) TEL 029-301-1413